

食品表示ニュースレター

令和5年3月号

令和5年3月号の題目

1. アレルギー表示について
～特定原材料に「くるみ」が追加～
2. 遺伝子組換え食品における任意表示の厳格化について
3. 食品添加物の不使用表示に関するガイドラインが公表されました。
4. 「調製時期」「精米時期」へ表示の事項名を変更してください!!～玄米及び精米に係る表示関係～
5. 間違いの多い食品表示の例
～産地直売所等で多く見つかる誤った表示について～

1. アレルギー表示について

特定原材料に
「くるみ」が追加！

国内で「くるみ」のアレルギー発症数が急激に増加していることを受け、令和5年3月9日に食品表示基準が改正され、「くるみ」が特定原材料へ追加されました。

これにより、原材料及び添加物において「くるみ」を使用している場合は、「くるみ」のアレルギー表示が義務化されます。

改正前

○特定原材料
(義務表示 7品目)

えび、かに、小麦、
そば、卵、乳、落花生

○特定原材料に準ずるもの
(推奨表示 21品目)

あわび、いか、いくら、オレンジ、
カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、
くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、
バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、
りんご、ゼラチン、アーモンド



改正後 (令和5年3月9日から)

○特定原材料
(義務表示 8品目)

えび、かに、小麦、**くるみ**、
そば、卵、乳、落花生

○特定原材料に準ずるもの
(推奨表示 20品目)

あわび、いか、いくら、オレンジ、
カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、
ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、
豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、
ゼラチン、アーモンド

表示の切り替え期間としての経過措置期間は令和7年3月31日までです。「くるみ」のアレルギー表示を行っていない方は、速やかに表示の対応をお願いします。

2. 遺伝子組換え食品における任意表示の厳格化について

これまで分別生産流通管理を行い、意図せざる混入を5%以下に抑えている大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品には「遺伝子組換えでないものを分別」「遺伝子組換えでない」等の表示が可能でした。

しかし、食品表示基準の改正により、令和5年4月1日から「遺伝子組換えでない」、「非遺伝子組換え」等の表示は分別生産流通管理をして遺伝子組換えの混入がないと認められる場合のみ表示が可能になりました。

「遺伝子組換えでない」、「非遺伝子組換え」等の表示を行っている方は、今一度任意表示についてご確認ください。

<ここが知りたい!>分別生産流通管理とは？

遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で混入が起こらないよう管理し、その旨を証明する書類により明確にした管理の方法をいいます。

詳細はこちら



3. 食品添加物の不使用表示に関するガイドラインが公表されました。

令和4年3月30日に消費者庁が「食品添加物の不使用表示に関するガイドライン」を公表しました。添加物不使用表示が本ガイドラインにおける10個の類型に該当すれば、表示違反となる可能性があります。

例) 類型① 使用していない添加物が不明確の場合

×添加物なし

×無添加



○着色料なし

○着色料不使用

経過措置期間が令和6年3月末までとなっているので、添加物不使用表示について、今一度本ガイドライン及び表示をご確認ください。

ガイドラインはこちらから



4. 「調製時期」「精米時期」へ 表示の事項名を変更してください!! ～玄米及び精米に係る表示関係～

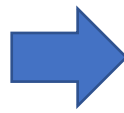
玄米及び精米商品は、これまで「調製年月日」「精米年月日」「輸入年月日」を表示することとされてきましたが、令和2年3月27日より、年月日に加えて「年月旬(上旬/中旬/下旬)」表示ができるようになっています。

ただし、表示の事項名は、「調製時期」「精米時期」へ変更する必要があります。経過措置期間はすでに令和4年3月31日で終了しています。事項名の変更が未対応の方は、年月旬表示の導入に伴い、米袋の一括表示欄の表示事項を下記のとおり変更してください。

変更前

変更後

《玄米の場合》
×調製年月日



《玄米の場合》
○調製時期

《精米の場合》
×精米年月日



《精米の場合》
○精米時期

【表示例】

名 称	精 米		
	産 地	品 種	産 年
原料玄米	単一原料米		
	〇〇県	〇〇〇〇〇	令和3年産
内容量	□△kg		
精米時期	〇〇.××.上旬		
販売者	△△〇〇□□株式会社 佐賀県佐賀市城内〇丁目□号 電話番号 〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇		

事項名は必ず変更!

これまでどおり〇〇年××月△△日の年月日表示でも可

5. 農産物検査による証明を受けていなくても
根拠資料を保管していれば、
産地・品種・産年の表示が可能になりました。

単一原料米の場合

(産地、品種、産年の表示事項の根拠となる資料を保管している場合)

名称	精米		
原料玄米	産地	品種	産年
	単一原料米 佐賀県産	さがびより	令和4年産
内容量	10kg		
精米時期	22.04. 上旬		
販売者	佐賀太郎 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 電話番号 0952(25)0000		

単一原料米でない場合

(産地、品種、産年の表示事項の根拠となる資料を保管していない場合)

名称	精米			
原料玄米	産地	品種	産年	使用割合
「未検査米」という 表記は望ましくあ りません。	複数原料米 国内産			10割
内容量	10kg			
精米時期	22.04. 上旬			
販売者	佐賀太郎 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 電話番号 0952(25)0000			

表示の根拠を示す資料とは？

- ・ 農産物検査による証明を受けた原料玄米を使用していること
の記録 (例) 農産物検査の証明書 など
- ・ 使用している原料玄米の産地、品種、産年を証明する資料
(例) 伝票 (米トレサ法に基づく取引等の記録) など

6. 間違いの多い食品表示の例

～産地直売所等で多く見つかる誤った表示について～

①原料原産地表示

全ての加工食品(輸入品を除く)において、使用している原材料のうち、重量割合が最も高い原材料に生鮮食品の場合は「国産」等のその産地を表示し、加工食品の場合は「国内製造」等のその製造地を表示するか、生鮮食品まで遡って原産地表示を行う必要があります。

《間違いが多い例①》



名 称	クッキー
原材料名	小麦粉(<u>国産</u>)、砂糖、チョコレート…



名 称	クッキー
原材料名	小麦粉(<u>国内製造</u>)、砂糖、チ



名 称	クッキー
原材料名	小麦粉(<u>小麦:国産</u>)、砂糖、チョコレート…

「小麦粉」は加工食品
↓
製造地の表示を行うか生鮮食品まで遡って表示する!

《間違いが多い例②》



名 称	鶏から揚げ
原材料名	鶏肉、植物油脂、でん粉、小麦粉…
原料原産地名	<u>国産</u>



名 称	鶏から揚げ
原材料名	鶏肉、植物油脂、でん粉、小麦粉…
原料原産地名	<u>国産(鶏肉)</u>

事項欄を分けて原産地を表示する場合は重量割合が最も高い原材料を併記が必要!

6. 間違いの多い食品表示の例

～産地直売所等で多く見つかる誤った表示について～

②農産物漬物の表示

～農産物漬物には個別のルールがあります!～

(1) 名称

農産物漬物は表示できる名称が決められており、一括表示における名称の欄には必ず食品表示基準別表3及び別表4に定められた名称を表示しなければなりません。(任意の名称を表示することはできない!)

(例) 農産物を塩に漬けたもの→塩漬

農産物を酢に漬けたもの→酢漬

別表3の漬物に該当しない農産物漬物→漬物 etc..

(2) 原材料名

原材料名は、**漬けた原材料、漬け原材料の順**で記載します。

・ **漬けた原材料** (例) 白菜、きゅうり、なす

漬けた原材料が5種類以上の場合、重量割合の高いものから4種類以上を記載し、その他の原材料を「その他」と表示できます。(内容量が300g以下の場合には3種類以上を記載し、その他を「その他」と記載できる。)

・ **漬け原材料**

調味液など漬けた原材料以外の原材料は、「**漬け原材料**」と記載した次に () を付けて、() の中に**重量割合の高い順に全て記載**します。

(表示例)

原材料名	白菜、きゅうり、なす、 漬け原材料 (塩、砂糖、こしょう)
------	--------------------------------------

農産物漬物には原料原産地表示など、他の表示義務事項にも個別のルールが存在するのでご注意ください。

佐賀県における食品表示問い合わせ窓口一覧

【令和5年3月時点】

【表示全般】

消費者庁 食品表示企画課

03-3507-8800

【品質に関する事項】名称、原材料、原産地、内容量等

佐賀県生活衛生課 食品安全衛生担当（食品表示総合窓口）

0952-25-7077

【衛生に関する事項】添加物、アレルギー、期限表示等

佐賀県生活衛生課 食品安全衛生担当

0952-25-7077

佐賀中部保健福祉事務所 衛生対策課

0952-30-1906

鳥栖保健福祉事務所 衛生対策課

0942-83-2162

唐津保健福祉事務所 衛生対策課

0955-73-1131

伊万里保健福祉事務所 衛生対策課

0955-23-2103

杵籐保健福祉事務所 衛生対策課

0954-23-3501

【栄養に関する事項】栄養成分表示、機能性表示等

佐賀県健康福祉政策課 健康づくり・歯科保健担当

0952-25-7074

佐賀中部保健福祉事務所 健康推進課

0952-30-1905

鳥栖保健福祉事務所 健康推進課

0942-83-3579

唐津保健福祉事務所 健康推進課

0955-73-4186

伊万里保健福祉事務所 健康推進課

0955-23-2101

杵籐保健福祉事務所 健康推進課

0954-22-2104

【計量法】

佐賀県くらしの安全安心課 食育・計量担当

0952-25-7069

【景品表示法】

佐賀県くらしの安全安心課 消費相談啓発指導担当

0952-25-7059

（注意）

この連絡先は、令和5年3月時点のものであり、組織の改編や電番番号が変更になる場合があります。ご相談の回答にはお時間を要することがありますので、余裕をもってご相談ください。

お知らせ



当課では、なるべく電子メールによる迅速な情報提供に努めたいと考えています。

現在郵送によりニュースターをご覧いただいている事業所におかれましては、メールアドレスの登録申請を何卒よろしくお願いいたします。

《登録方法》

件名を「食品表示責任者のメールアドレス」とし、

内容欄に「事業所名」及び「食品表示責任者名」を入力の上、

下のアドレスへ送信していただくようお願いいたします。

（なるべく個人アドレスではなく事業所アドレスからの送信をお願いします）

佐賀県健康福祉部生活衛生課 seikatsueisei@pref.saga.lg.jp